無

姓 自 姓 Ê

四 七、 玉 二、「百姓」の意義 姓氏なき庶民 農民以外の百姓 非人法師の發生 姓氏の喪失 姓氏の獲得

一、緒言

結語

公確することを禁せられたのであつた。即ち其名 を有せざるを普通とし、 と稱し、 つても、 るべき筈である。 百姓とはあらゆる姓氏を有するものゝ稱呼であ 而も其の百姓なるものが、實際には姓氏 特に領主の許可ある場合以外には、之を 然るに後世專ら農民のみを百姓 稀に之を有するものが あ

> 級に於ける社會事相の變遷の蹟を尋ねて見たいさ 其の沿革し來つたところを略叙して、 となってしまつたのである。此の理由如何。 は百姓であつても、 喜 實は所謂無姓の百姓なるもの 田 貞 傍ら庶民階 **聊**か、

一、「百姓」の意義

思ふ。

此の場合「百姓」は一般民庶を意味する。支那 ふ。即ち女より生するもので、支那上古の八大姓、 を分つ所以であつた。「「姓」の字「女」と「生」とに從 也」とあつて、其の生ずる所によつて以て其の統 りては古來必ず民に姓あり、姓は說文に「人所生 であつた。書經堯典すでに「平章百姓」の語がある 「百姓」といふ熟字は、支那の古代に起つたもの にあ

姜、姫、嬌、奴、嬴、姞、姚、妘、皆女に從ふのは是が爲

分かつ。 古來諸説紛々たるものがあり、 ち同姓であつたのである。 であるなごと論せられて居る。 蓋しもと女系によ つて姓を別つたもので、 此の「姓」と「氏」との別に就いては、 同母より出でたもの、 別に「氏」あり更に族を 今更順はしく其の 實に 卽

家統治 理論 ばなら 多数の意味で、百姓卽ち一般民衆の總稱で無け 0 姓を有するものを總稱して百姓とい あらゆる民衆必ず其の生ずる所がある。 上 คุ 一何人に の下に屬するすべての民衆の謂であつて、 併しながら、 も必ず姓があるべき譯で、 勿論こゝに百姓とは、 ટ્રે īlīj 一百は 隨つで にして其 國 n

< 0

例となつて居るのである。

議論を繰り返すまでもないが、

事實上後世には其 ハ頻氏」なごと書

どある^o

叉崇神天皇の詔を記して、

陰陽謬錯、

寒暑失。序、

疫病多起。

百姓蒙災。

區別をなさず、

史筆なは「周

姓

論除外さるべき筈である。

支那の古代に於けると同じ意味に用ひて居る。 本紀に大巳貴・少彦名二柱の神の功績を叙して、 我が國に於ても古く此の「百姓」の語を輸入して 是以百姓、至,令咸蒙,恩賴。 H

「人民」の語があつて、 卽ち人民であることが知られ 訓じてあることによれば、 なごともある。「百姓」の二字、 と訓ず。而して其の詔の文のつゞきに、「衆庶」又 同じく共にオ 百姓卽ち衆庶であ る。 之をオホ 叉孝德天皇 朩 3 タ 3 カラと タ の韶 カラ

集侍群卿大夫、 及臣、連、國造、 伴造、 並諸百姓等、 瞂

15

可、聽之。

どある のは 、續日本紀以下の國史に見ゆる宣命に、

第十四卷 研 究 無姓の百姓(上)

化外の蠻夷は與らぬ。

叉其の版圖内に として認められ

であつても、

其

一の國民

ぬものは勿 住する人類

普通

六九 三九三九

官人等、天下公民、衆聞宣。 官人等、天下公民、衆聞宣。

貴族等の従屬の部民は與らね。
は特に一般帝國臣民の中から、皇族、貴族、官には特に一般帝國臣民の中から、皇族、貴族、官には特に一般帝國臣民の中から、皇族、貴族、官には特に一般帝國臣民の中から、皇族、貴族、官

大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は上水化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は大化の改新以前にあつては、一般民衆の多數は

とあるのは是である。農民以外にも無論多くの民以て本とする國家であつた。崇神天皇の詔に、『農りて本とする國家であつた。崇神天皇の詔に、『農り、本とする國家であった。崇神天皇の詔に、『農り、正典の公民は、同時に大御田卽ち三宅の民であり、

論公民たる田部郎ちタミ以外、皇族貴族等に從屈直ちにタミ即ち人民の稱となつたのであつた。勿て田地の耕作に從事する部衆、卽ち田部の語が、原則として悉くが農民であるべき筈である。隨つ

して、耕作に從事する田部即ちタミも亦多かつた。

其の部民は與らなかつた。こゝに於てか公民は、

ホミタカラではなかつた。オホミタカラさは、古併しながら、彼等はタミではあつても公民卽ちオ

く公御財なご文字に書き、後の學者亦是に從つて、

を第三者から申すならば格別、天皇御自身より大が天皇の御身に取つて御寶であると「ても、それるを常とする樣である。併しながら、假りに人民人民は天皇に取つては寶であるといふ意義に解す

御寶と仰せらるべくもなく、人民自身亦然か申す

友)なごのカラで、オホミタカラ卽ち大御田族であ族)、ウカラ(親族)、ハラカラ(兄弟)、トモガラ(朋れぬ。按ずるにオホミタカラのカラは、ヤカラ(家更に寶と尊び、これを其の名稱となしたとも思はでき樣もなかりさうに思はれる。又人民をのみ殊べき樣もなかりさうに思はれる。又人民をのみ殊

なるべきものである。

大化の改新によつて、從來の皇族貴族等私有の大化の改新によつて、從來の皇族貴族等私有の財立しては自ら之を耕すべき農民である。公民即即さしては自ら之を耕すべき農民である。公民即即さしては自ら之を耕すべき農民である。公民即即さしては自ら之を耕すべき農民である。公民即ち、たつたのである。而して、後來の皇族貴族等私有のといなった。而して、後來の皇族貴族等私有の

百姓なるものである。而してそれは同時に農民でする。斯くて此の姓氏を有する一切の民衆、卽ちの戸藉を始さして、古書の記する所悉く之を證明する。それは今も正倉院に藏せられる大寶・養老頃所謂オホミタカラは卽ち公民で、悉く姓氏を有

農民以外のものは原則として公民ではあり得な

第三號

七一 〈 三九三〉

第十四卷 研 宛 無姓の百姓(上)

さいふもの、

亦其の語原を我がカラと一にしたも

あつた。

義ともなるべきである。

らねばならぬ。

かくてこそそれがたいちに公民の

朝鮮語に一族をコル(骨)

謂白姓ではないのである。も、それは性質上姓氏ではない。隨つて彼等は所氏を有せぬ。一見姓氏らしく見えるものがあつてい。而して其の公民以外のものは、原則として姓

「百姓」の文字には勿論農民といふ意義は無い。「百姓」の文字には勿論農民といふ意義は無い。のであり、原則として悉く農民であつたが為に「百姓職」なごと云はれて、耕作に關する一つの權利未までが發生するに至つたのも、一に是が為である。斯くて途にはたいに農民を意味することゝなつた。後には姓」は直ちに農民を意味することゝなつた。後には姓」は直ちに農民を意味することゝなつた。後にはだい。一百姓職」なごと云はれて、耕作に關する一つの權利者である。斯くて途にはたいに農民を直ちに百姓と呼が、是が一つの職業名の如くにまでなつてしまつび、是が一つの職業名の如くにまでなつてしまつび、是が一つの職業名の如くにまでなってしまつであった。

三、農民以外の百姓

り、農業を以て國本となすの實がいよ~~具體化大化の新政に於て公民は悉〈日分田の班給に與

ぺてが農民となつて、口分田の班給に與つたとは

も少からぬ事ではあらうが、

して居たものもあり、

或は新に農民となつたもの

而も是が為に其のす

謂であつた。隨つて此の際新に公民なることの認 **解する必要は無い。要するに浮浪民とは** 其の居所を定めず遍歴して居るものとのみ嚴格に 籍なるもので、 以外のものを公民から除外することを許さなかつ められた民衆の中には、すでに事實上農業に從 る。こゝに浮浪とは必ずしも常に一所不住にして、 民たる資格を認められたものであつたと解せられ もの、即ち所謂浮浪の徒も新戸に編せられ、其の公 であるが、是に依て從來公民の戸籍に漏れて居た して盗賊と浮浪とを斷つとある。 た。天智天皇の九年庚午の歳に、 になつた。併しながら、社會の趨勢は永久に農民 され、百姓即ち農民といふの事實はます~~明か 爾後永く公民の臺帳さなつたもの 是れ所謂庚午年 新に戸籍を編制 無籍者の

T 1= 考 でに戸籍に編入せられた以 ものであつた 公民の資格を認めら たであらう。 カゞ れたものではなかつた筈である。 0) 勿論 ર્કે ゝに於てか農民以外の百姓が存在する。 認 從事して、 へられない。 めら のがあつたとしても、 無姓であ れた筈で、 所謂 M 12 っつた。 其 相 して彼等 解戶品 遠 の中には引續 ň 卽ち百姓となつたのである。 な 中には自ら稱ふる姓氏 V; 農民と同等の地 は從來の職業其のまゝに 部に それは國家から認めら 丰 彼等はもご浮浪民ごし 類するものも多か 必ず 1, 然るにそれがす て工業、 何等 か 位 漁業等 を得 の 姓氏 類似 12 0

て、 事したものらしく、 B 0) の民は農民ではない。 'n 庚 新に月に るもの 午年籍以後に於ても、 が多か 編せられたものに餘戸 つた。 後世 るも 普通は工業其の には名稱其のまゝに一種 īfii Õ) 勿論新に戸籍に して其の農民以 もある。 カジ 他雜 ある。 彼等が普通 外に 登錄 役に從 餘戶 -난

> 以て、 ど通称、 躭 り地 郡部に、 關 郷(里)の固有名詞を公稱せざることは、 たものであつた。 から其の存在を認められて新に戸籍に編入せられ 波國牒に、多紀郡餘戶郷の事を記して、「件郷 によつても知られる。 の農民でなか 誌地圖なぎに或る特殊の村を「宿」或は「皮太」なぎ て居る。之を單に餘戶のみと通稱して、 の後に於て、當時取り遺され つた事を示すものである。 係のものであらう。 れも神龜三年の編 なし」とあるのも、餘戶の民がもと農民で 五十戶一里(鄉) して、 「班田に入らざる之を餘戸といふ」とある 特に其の つたさい 出雲風土記 月によるものなることを謂 の制 高橋義彦氏藏承平二年 從來 Š 固有名詞を記さざると同じ 事 は 此等の餘戸は に超過したる殘餘 の諸説、 には、 た 高山 無籍 一寺本 普通に餘戸を 同 の徒 國 後世 別に 和名 の餘 庚午年籍 0 其 戸が 國家 13 本よ Ó 抄 の戸 地 かっ 녯 國

第三號 七三 (三九五)

を以て、

別に一

個の

鄉

と 為した場合、

之を餘戶と

第三

稱 V 誤解であつたご謂 したも だなごと説明 は ねばならぬ。 して居 3 カゞ 餘月 され 13 (到底普 は基し

なごある百

姓

は、

Ш

カコ

に漁

業航

海に

活きる海

八で

n

に編 0) 通 部 の農村ではなく、 せら 落で 'n あつたに τ. 其の公民た 相違 由 な 來 ることが認められた以上 V; と職業とを異にする 併しそれがすでに 特 戸 殏

其 の住民はやは り普通民と同 じく姓氏を有し、 所

謂百 0 住 蜈蚣 民を百姓 姓であ 島○今小大根島と称す。 つたに でド 相 h だ例 進 73 ريا و カゞ 東邊神 3 b 出 宣雲風 0 社以 同 外 書 土記 島 皆悉百 根 13 都條に 海滨 姓之

家

豐富 勿論 難 ح ある い 點も無 口分田を受け 一さある のは、 V カコ で 此の ら、必ずしも漁民であつたとは云ひ は て耕作に生 な 島が「土地豊沃、 ţ, カゞ 、併し彼の小島 活する純農民であつ 草木枝疎、桑麻 Ō 住民 カゞ

L

た

のであ

Ō

たっ

續

H

本

紀に、

E

美保濱 質留比浦、 赝 废二百世 百 六十步。 步 o 之家。卅州可、泊 如有"神社、北百姓"、 加,忠是魚、 たとは

思は

n

ない。

殏

Ü

同

郡

Ö

修に、

其 7 あつたに相違な 居 0) 部名の た 0) C あつ 固 來 を説 (1) た。殊に豐後風 明 IIII して、 も彼等は正に百姓と呼ば 土記 海部 郡 Ö 修に

此 和百 |姓並 海邊白水郎 心 因 海 部

つたもの 姓 どある ご称 Ø) かゞ L であ 如きは、 Thi さって つ たこと 最も れを以て カゞ 明白に 知 Ġ 白水郎 n 郡をまで る ので 卽 ち海人 あ 建 つる でで百 12

職 ち彼等が 0 類をも に從事して、 降 つて天平十六年に至つては、 公民なる 一般に解放して、 從來良民と歯せられなか 0) 資格を認 平民と同じくした。 めて、 T. 之を百姓とな 業其 つた雑 0 他 0 乃 賤 戸

発之後、 欲從,卑品 汝等今負姓、 天平十六年二月丙午、 汝等手伎如不, 傳習, 子孫、 人之所、恥也。 発天下馬飼 所 以原 発 雜 子 F 人等。 孫彌隆!前 同"平民"。 团 勅 但旣

ものである。尚この事は次章に詳説する。では馬飼雞戸人たるの卑しい身分の事を指示したの姓ではなく、其の身分を示す稱號の謂で、こゝとある。こゝに汝等が今負へる姓とは、所謂姓氏

を明にした。同書に、されたる雑戸等を、舊によつて差資使役することがあるに其の後天平勝寶四年に至つて、此の解放

0) けれざも、 する事になつたものゝ如く説いて居るものが 且 を陞して、 とある。 部は、 一解放 質1、尋檢:天平十五年以前籍帳1、每色差發、依,舊差發。 年二月十三日韶旨、難、蒙改姓、不免、本業。仍下、本 作、弓削、矢作、桙作、鞍作、甌張等之雜戶、 天平勝寶四年二月己已、京畿諸國鐵工、銅工、金作、 したものを取り消して、 單に從來水平線以下であつた雜戶の身分 從來此の處分を解して、天平十六年に一 それは誤解であると思ふ。天平十六年 平民に同じく したものであつて、 舊籍によつて使役 依』天平十六 ある 職業 甲

維戸はなほ雑戸のまゝで、たゝ從來入の恥づる所業ともに平民に同じくしたさいふのさは譯が違ふは我が明治政府が穢多非人の稱を廢して、身分職其の物をまでも改めしめたものではなかつた。是

があつた。若し其の身分の向上に調子づいて、頑業つて其の家業の手伎は、之を子孫に傳習する必要蒙ると雖も本業を免れず」とあるのは是である。隨に過ぎなかつた。 天平勝寶四年の記事に、「改姓をであつた身分(姓)を原免して、平民に同じくした

を怠る様な事があつたなら、

自ら食物を生産して

就して、舊により差發使役することになつたので の必要があつたのである。而もそれは杞憂ではな かつた。彼等は身分の向上と共に其の本業を怠る かつた。後等は身分の向上と共に其の本業を怠る ないり分(姓)に降るであらうぞとの事を戒むる

第三號 七五 (三九七)

あつた。されば是は再び其の身分を下げたのでは

第十四卷

研

窕

無姓の百姓(上)

10

使役

Ŀ

の監

習を嚴

にしたに過ぎなか

2

第三號 七六 (三九八)

い。 六年の改姓に引續き、平民同等であつたに相違なはもとの雑戸のまゝであるが、其の身分は天平十たものと解すべきである。卽ち雑戸としての職業

戸は ける身分の相違の結果であつた。其 諸説もあつて、 カゝ は良人との通婚差支なしとする集解 を養子とするを禁止する律の條項があり、 0 實 如く見受けられたが、是も此 は 良人以下の身分として、 雜戶の身分に就いては、一方では良民の子 從來可なり研究者 良人との通婚を禁 の解放前後に於 の頭を惱まし 所收 の以前には雑 の法家 一方で Ťz せ 0

B

ñ

たのであつた

かゞ

天平十六年

ġ

平民と同じ地位

に陞されて、

兩者間

の結婚差支な解放以後は、

きに至つたのである。そこで集解所收の法家の諸

律の規定は當然取り消されたものであつたと察せ

Ď

うた。

の當時の實際に就いて說を寫したもので、

說は、其

には適用出來ないのである。られる。唐に於ける法典の雜戶の地位は、我が

國

六年の解放によつて平民の地位を獲得し、ともかくも所謂天下の馬飼雑戸人等は、

天平

-|-

四、姓氏の獲得

姓

(V)

仲間になつたのであつた。

かゞ 籍に編成して、 題として、 する所の姓氏を、 ち公民なるの資格を認めらるゝ ちに朝廷より賜は 機關が承認して、 賜 いる事が出來得べき筈はない。蓋し之を公民 所謂姓氏となるものであつたと解せられ は 我が國に於ける姓氏は、 る ベ き性質のものであ 一切の民衆に 其の自ら稱する所の稱號を國家の 之を籍帳に登録することが 公然獲得することゝなつたので つたと同 ___ 々其 うた。 原則としては 0 でと同 結果となり、 0 姓氏 勿論 時に、 を賜 4 朝廷 實 其 る。 Ê は それ の稱 の戸 ると. か 0 卽 直 蕳 B

そこに姓氏と名との區別 相違ない。 國に於けるすべての民衆 り姓氏とも稱すべきものは無 之を我が太古の狀態に就いて考ふるに、 之を神代の神名に就いて見るも、 は、 の存在は認められな 其の初に於てもとよ カコ つた のであつたに 此の島 Ö 勿論 はな なる稱號は、 渡邊の何某と云つた所で、 亦未だ姓氏と称すべきものではない。併しながら、 より之を區別せんが為に呼ばれるものであつて、 5 叉其 の住所の狀況によって、橋本の何某、 勿論一の私稱であつて、 それは單に便宜 所謂! 姓氏で <u>_</u>[;

他

併しながら戸口増殖するに及んでは、

こゝに自然

それが國家の機關

から認められ、

法定の無帳に登

の家族を他の家族から區別

Ļ

示すこころの何等かの名稱の必要が生ずる。 其の家族又は系統を 又一の系統 こと を他 ことゝなるのである。 録せられたならば、 即ち彼等はこゝに始めて國法上の姓氏を獲得する 始 帝王編年記に、 めて 姓氏ごなる 0) であ

どあり、 十三年の條に收めてあるが 景行天皇五年乙亥、 皇代記及び皇年代略記 賜姓於諸國百 如きは、 には、 もさより 之を同

天皇

を稱

Ļ

或は他 或は其

より之を呼ばれて、

はじめは或る

に於て、

或は其の職業により、

或は其の住處の名

より、

O)

他の事情によつて、

或は自ら之

の系統か

ら區別せ

んが

為に、

個

人の稱として用ひられたものが、

遂には其

の子

さして信用すべき價値の少い記事ではあるけ

もとく無姓であつた地方の住民が、

皇化に

れざ

孫に及び、

族に冠せられる樣になる。

而してそ

ġ

n

カゞ

|國家か

ら認められて、

始めて所謂姓氏

てななる

でのある。

之を卑近の

例を以て云へば、

國定

忠次

浴して其の國民た ものと解してよい。 つて戸籍に編 せらる るこさが認 人民を檢することはすでに崇 \ [] 至るさ め Ġ n ふ順序を語 姓氏 を賜 つた は

と云ひ、天川屋儀兵衛といふ其 第十四卷 M 究 無姓の百姓(上) の國定又は天川屋

第三號 七七

三九九)

第三號 四(())

つたも 直 神 一轄御領の民に、 天皇十二年の條 のであ つたことは疑を容れぬ 其の姓氏を認め、 にも見えて居る程で、 或は之を賜 古く天皇 は

降臨し 天孫瓊 我 唯 子孫 臣 ٠ يَا 別を示すの必要があつたからである。されば、萬世 0 齋部と呼ばれるこさになつた。 中豆氏 天 つたに過ぎないのであつた。 籍 0 カゞ 同 孫民族に であ に列して所謂皇別諸氏を爲すに至つて、 皇室に にまし じ様な身分の臣僚が並び存 の祖 給うたとい 々杵尊が多くの 日本民族構成の各要素に就いて考察するに る。 それ !も勿論! は 先であり、 くて、 それ <u>`</u> 永久 か 姓氏 は 姓氏を獲得して。中臣と呼ば ら分 何等他 Œ n な無か 御 一神々を從へて、 太玉命は齋部氏の祖 る様な古い時代には、 姓氏 れて別 にと歴 つた。 Z 然るに其等の諸 別すべ 1: 申すべ じて、 是は他にも幾つか 家を創立 天兒屋根 きる き必要な 相 此 互問に差 の島國に 0) 先であ 始め 神の 所謂 かゞ 命 ņ 無 £ は

> 造、國造 の側 て居 つた。 情を解し得なか 0 て姓氏を賜はり、 儀を解せず、 天孫降臨以前か E るのは、 それが天皇 あつても、 之を自國 我が皇室の始は「阿毎」なざゝ つた滑稽であると謂は 勿論 之を獲得するのである。 0 ら此の國土に住した所謂 の御奴さない 姓氏と謂ふべ の實際に **b** 比較して、 所 謂 きもの 臣、連、 ねばならぬ 我が 唐人此 は 國 津 書 伴養 國 响

は、 民に班せられて以來、其の從來屬 國家の認 氏が認められる。 大化改新以來是等の 單に何部なざゝ呼ばれるだけ むる姓氏 但 なるも 部民が 「其の下に屬する部民に至つて Ō では 解放せられて、 無 で して居 カコ つた。 それ 心つた部 新に は未 然るに 72 Ö 公

など呼ばれる様になつて、

始めて姓

てそ

カゞ

2國家か

ら認

められたものも少か

らぬこと

であつたであらう。

それは明治維新後平民に對し

名

が、

直ちに氏さして認

め کم

れた ă

もの

カゞ

多

或

は

新

E n

姓氏を賜は

つた

b

0

ż

b

或は

自ら改

て苗字公稱が命せられ、各自勝手にそれを稱へ、

如き無姓の徒が、解放せられて良民の班に列し、なものであつたであらう。其の後雑戸或は奴婢の戸籍に登録せられて始めて動かぬものになった樣

新に姓氏を賜はつた場合亦同樣であつた。續日本

紀に、

神護景雲元年三月癸亥、放"奴息麻呂、賜"姓殖栗連,。養老七年十二月丁酉、放"官碑花"、從"良。賜"高市姓。姓。悉海手人廣道、賜"久米直姓"。並除"雜戶號"。姓。悉海手人廣道、賜"久米直姓"。並除"雜戶號"。

置始部、宇治部、大宅部、丸部、泰部、林部、穗積部、調使姓槍前、若櫻部、津守部,直髮部、石上部、丈部、桑原部、寶龜元年七月已丑、今良大目束人子秋麿等六十八人、賜。

妙而贾、

賜,姓忍坂。

つてもこの所屬の名を其まゝ氏さなしたものさ解奴婢が解放せられて所謂今良さなり、縁放をたざなざあるのは是である。殊に此の最後のものは、部、伊福部、釆女部、額田部、上ノ村主、湯坐部、王生部。

第十四卷

研

窕

無姓の百姓(上)

せられる。

東方の毛人即ち蝦夷の族にして王民に班せられ

皇化に服して熟蝦夷となり、 籍に編入せられるまで、 は編戸の氏さなり、 ものであつたに相違ない。然るにそれもだんぐ~ 姓を賜はつたものも亦多い。蝦夷はもこ姓氏を有 しない。 それは北海道のアイ 姓氏を賜はる。 それを持たなかつた樣な 俘囚と呼ばれ、 又 かる 續紀に、 明治政府の はて 戸

許之 和鍘三年四月辛丑、陸與蝦夷等請,賜,君姓、同,偏戸,,

因に君子部(後に吉彌侯部又は吉美侯部)と呼ばれ君子と呼ばれ、君子部を爲したものであらう。俘部下の俘囚等は其の君の衆人卽ち家の子として、のであつた。かくて彼等が君姓を賜はると、其ののであつた。かくて彼等が君姓を賜はると、其ののである。勿論其の君姓を賜はつたものは、中でもとある。勿論其の君姓を賜はつたものは、中でも

第三號 七九 (四〇一)

たものゝ多いのは是が為であつたご解せられ て崇神天皇の後裔たるこさを認め、 として認られ 公民に刻せらるれば、 ればならぬ。)併しその君子なる部民が解放されて べ ((勿論 それに屬した君子部の存在も無論認めなけ 其 の以外にも俘囚以外の地方の「君」もある る。 新撰姓氏録には、 其の吉彌侯部が直ちに本姓 皇別の中に班 吉彌侯部を以 る。

に、姓氏を有して百姓となる。續日本紀天平十七彼等も皇化に服して日本民族に編入せらるゝと共土着人等も、亦もと姓氏を有せなかつた。然るに東方毛人の族に對して、衆夷と呼ばれた西方の

してある。

賜所、願姓。 筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向七國無姓人等、 年五月已未條に、

して、一時に處分したものであつたであらう。雄とあるのは、當時なほ編戶に漏れて居たものに對

水郎の徒までが、 あらうが、後には既記の如く、農民ならぬ緑海の く農民として、 氏を有して居るのである。 毛郡や仲津郡の戸籍が示す如く、 一定の口分の班給に與つたもので 百姓と稱せられて、 勿論當初に於て それん 勿論 に皆姓 は 姓 兀 白 恋 10

本人の希望のまゝに姓を與へ、戸籍に編入して百が各地に多かつた筈で、それ等が此の際皆同時に、事明かに之を證する。而もなほそれに漏れたもの有するものになつて居たことは、豊後風土記の記

ことを考へ合すれば、 七年は、 ネ の 0 賜 る 願 姓 平民に同じくしたさい カコ を認 西海 ふ所 事であつて、 はつた 者等に たるの身分を認められたものであらう。 つたに相違ない。 道七國 0 められる様な、高い身分のものゝみではな ものだとも考へられる様ではある 姓とは、 君姓を賜はつたと同じく、 天下の馬飼 の 無姓人といふは、 必ずしもすべてのものが或 前記 殊に其の處分のあつた天平十 雑戶の徒を一般的 こゝに姓とは ふ天平十六年の翌年である 和 銅三年に陸奥の蝦夷の 恐らく一 或る 所謂 に解 ウチ 力 ころに 般民 が、 バネ 放 る であ して 力 此 或 衆 ŧ

バ

八年十月丙午朔庚申、天皇遣。東宮大皇弟於藤原內大臣

と「氏」さの間 謂ウチとカ を認める。 於て同じく「姓」の文字を以てあらはされ こゝに於て余輩は、 既に言へる如く、 バネとに就いて簡單に説明するの必要 1 もと區別があつたとしても、 此 の論文記述上、 支那に於てもと「姓」 我が たる、 國 所 12

つて、所謂カバネでない事は首肯されやう。

其 某氏」といふ風に用ひられて居るのであつたが デに當てると共に一方には「姓」の字をも同時にそ が國でもそれを其のまゝに移して、「氏」の字をゥ は通例それが同じものを示すことゝなつて、「姓は れに當てることゝなつて居た。すでに日本紀には の天智天皇條に於て、

隨つて「姓」の字を其の文字の正 合が多いけれごも、 Ų 柄叉は身分なごをあらはす一種の稱號であつて、 なのである。然るに一方では「姓」字をカ どある。 本來勿論漢字の「姓」に相當すべきものでは てそれを氏と連稱し、 家 所謂八色の姓なざの場合に用ひて居る。 授、大織冠與、大臣位一。 藤原氏は卽ち內大臣鎌足に 所謂 姓藤原朝臣なご、用 カ 仍。 賜。 ۱۷ ネなるもの

は)姓爲藤原氏。 L い意味 賜は バネ つた「姓」 に於て、 ない。 もと家 ひた場 を訓 ימ <

一方にウヂのみの場合に用

ふる

も不思議

は

ないい

庶民は通例カバネを有せず、もと其に屬して居た

それが卽ち同時に「姓」であり、それを有するもの「部」の名を其のまゝ「氏」として居る場合が多いが、

バネを意味する場合の「姓」との混同を避けんが為即ち「百姓」なのである。 されば本編に於ては、カ

百姓は必ず姓氏を有するものなのであつた。有するもの卽ち百姓なのである。之を逆に云へばそれは直ちにウヂを意味するもので、其のウヂをに、殊更に「姓氏」と熟字に用ひた場合が多いが、

第三號 八二 (四〇四)